

平成25年度第1回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議）

議 事 錄

1 開催日時

平成26年2月25日（火）午後7時から午後9時まで

2 開催場所

草加市文化会館第1会議室

3 出席者の氏名

(1) 登録員 31名

(2) 事務局 みんなでまちづくり課：山岡課長 岩城課長補佐 祖伝主事

市民活動センター : 藤倉所長

4 会議の議題

みんなでまちづくり会議の運用の充実について

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

1人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

木村登録員、丸山登録員

平成25年度第1回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議） 議事録

【実施日時】 平成26年2月25日（火）午後7時～午後9時

【実施場所】 草加市文化会館第1会議室

【出席者】 まちづくり登録員：31名、傍聴者：1名

事務局：山岡課長、岩城課長補佐、藤倉所長、祖伝主事

1. 開会

2. 議事

＜議題＞

みんなでまちづくり会議の運用の充実について

①事務局より資料説明

②登録員の意見交換

3. 閉会

【議事内容】

-開会-

【事務局】

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、定刻になりましたので、平成25年度第1回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議）を開催いたします。
本日、司会を務めさせていただきますみんなでまちづくり課の岩城と申します。よろしくお願ひいたします。
初めに、事務局でございますみんなでまちづくり課の山岡課長よりご挨拶申し上げます。

【事務局】

本日は、会議開催のお知らせをさせていただきましたところ、ご多用の中たくさんの方々のご参加をいただきまして誠にありがとうございます。
また、日頃から市政に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。
さらに、まちづくりに積極的に取り組んでいただいていることに対しましては、心から敬意を表するところでございます。
本日のみんなでまちづくり会議は、平成24年3月の開催以来、約2年ぶりの開催でございます。この間の取組みを簡単にご説明しますと、自治基本条例の検証について市民と市役所庁内のそれぞれにおきまして検証作業を行い、平成24年の1月に報告書が完成いたしました。
検証の結論は、条例条文の改正は必要ないけれども、運用制度には検討すべき課題があるということでございました。
これを受けまして、市では平成24年3月に市議会に報告しております。その中で、執行部の今後の取組みを見守るという趣旨の判断をいただ

きました。

そして、市では平成24年度から庁内検証委員会におきまして、運用制度の課題についての対応策を検討してきたわけでございます。時間は少々かかりましたが、このような運用にしてはどうかという案が出来上がりましたので、本日皆さんのご意見を伺うために会議の招集をしたところです。もし、本日、この案で皆さんに受け入れていただけるならば、今後、市議会へも報告を行いまして、関連規則等の改正も行い、新たな運用をしていきたいと考えております。

今回の案の肝は、みんなでまちづくり会議を今後定期開催していくこうというところでございます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

【事務局】

続きまして、皆様にお配りさせていただいた資料の確認と説明をさせていただきます。

【事務局より配布資料の確認】

本日お配りしましたのは、まず会議の次第でございます。

また、資料として、1ページ目に「今回整理したみんなでまちづくり会議の3つの機能（案）」と書かれたホチキス止めの資料でございます。登録員の皆さんには、会議開催通知に資料を同封させていただいておりますが、本日お配りさせていただきましたものは同じものでございます。

さらに、資料の2つ目は、このみんなでまちづくり会議の運用を変更するに当たり、会議規則を改正する必要がありますので、その内容を表にしております。左側に現行の条文、右側に見直し後の条文を並べて比較したものでございます。

最後に、自治基本条例のパンフレットでございます。

以上、4種類ですが、お持ちでない方や資料に不備がある場合は挙手でお知らせください。

【会議録の署名について】

次に、会議の開催に当たり、議事録を作成しますので、議事録の署名人について2名決定したいところですが、どなたか引き受けいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

いないようですので、本日は、勝手で申し訳ありませんが、受付順で木村（孝）さんと丸山さんにお願いしたいのですがよろしいでしょうか。事務局で作成した議事録のとおり会議が行われたか確認していただくものです。

【議事録署名人】	はい。（議事録署名人了承）
【事務局】	<p>ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。</p>
【事務局】	<p>本日の議題は、「みんなでまちづくり会議の運用の充実について」でございます。</p>
【事務局】	<p>次第にござりますとおり、まず、市からみんなでまちづくり会議の今後の進め方の素案をまとめてご説明をさせていただきます。その後、皆様にご意見をいただく流れにしたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
【事務局】	<p>なお、本日の座席は、いくつかの島に分かれた形でございますが、グループで議論をしていただくことは想定しておりません。本日は、今後のみんなでまちづくり会議の運用について案を説明させていただき、ご意見があればいただくというものでございます。</p>
【事務局】	<p>議事の進行につきましては、みんなでまちづくり課長が行ってまいります。山岡課長、よろしくお願ひいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、次第に沿って進行していきたいと思います。</p>
【事務局】	<p>早速、議題の「みんなでまちづくり会議の運用の充実について」事務局から資料説明をお願いします。</p>
【事務局】	<p>【資料説明の内容】</p>
【事務局】	<p>前段) 草加市の自治基本条例を簡単に説明</p>
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ①平成22～23年度の条例検証の実施について説明 ②検証結果を受けて、庁内で検討してきたことを説明 ③みんなでまちづくり会議の充実に向けて、まずは検証する中で要望の多かった「提案が無くても定期開催すること」、そして定期開催の中で、「市民同士の話し合いや、市からの情報発信と情報共有ができる場として新たに整理したこと」を説明 ④そもそもみんなでまちづくり会議とはどのようなものかを条例7章・8章の全体像とともに説明 ⑤具体的な位置づけ・取扱いを簡単に説明 ⑥相談を受け、まちづくりの発意を形にする取組みを説明 ⑦提案制度の運用方法について説明 ⑧会議に参加したい人と提案したい人の流れをまとめて説明 ⑨規則統合案の説明（登録、会議、提案） ⑩まとめ
【事務局】	<p>今、事務局より、本日の議題である「みんなでまちづくり会議の運用の充実」について、庁内で検証結果を基にまとめた今後の運用方法についてご説明させていただきました。</p>

	<p>これを受け、これから的时间は、質問や意見を出し合って、皆様と一緒に話し合っていきたいと思います。</p> <p>ご意見のある方は、挙手をお願いします。順番に事務局で指名し、マイクをお渡ししますので、マイクを受け取ってからご発言をお願いします。</p> <p>【登録員A】</p> <p>今、何の話をしているのか抽象的で全くわかりません。あまりに大きい話で何を言っているのか全然わかりません。目的もわからず、自分は今日初めて会議に出席したのですが、草加を良くしていこうとしているのが基本的な趣旨なのでしょうか。</p> <p>【事務局】</p> <p>それでは、もう一度コンパクトにまとめてご説明しますが、自治基本条例について、課題があるので検討しましょうということで平成24年度から行ってきました。今回は、これから運用方法を案として示しております。</p> <p>今まででは、提案があったときにみんなでまちづくり会議が開かれるという運用で、提案がないときは開かれないことが多かったのですが、今後は、新たな機能を位置づけまして、会議の定期開催を行っていこうとするものです。「今回整理したみんなでまちづくり会議の3つの機能」とある資料の1ページに記載しているとおり、市民同士の話し合いや市からの情報発信・共有という2つの機能を追加しまして、今後開催していこうとするものです。</p> <p>【登録員A】</p> <p>事例をひとつ出していただかないと、大きな話でわかりません。こういうことでこうなったという事例を出してもらえませんか。</p> <p>【事務局】</p> <p>今まで、この条例のまちづくりの提案として4つが出されております。このような提案が出てきたときにみんなでまちづくり会議が開かれていたわけですが、逆に言うと、提案・事案がないときは、この会議は開催されなかったという経緯があります。</p> <p>そして、検証を進める中で、市民の検証委員会からもこの会議を定期的に開催できるようにすべきだというご意見がございましたので、1月・4月・7月・10月の定期開催をできるように、提案がなくても会議を開催しようということでまとめたものです。</p> <p>【登録員A】</p> <p>こういった事例があつてこのようにしたというものが見えずにわからないので、例えば、左岸広場にこのようなものを作りたいという事例があったとか、ポイントがないと話が見えません。</p> <p>【事務局】</p> <p>今、事例があるというより、制度について、このようにやっていきまし</p>
--	--

	<p>ようというお話をさせていただいております。今まででは、こういったやり方をしていました。それを、今後は新たにこういったやり方でやりますという説明なので、若干抽象的に感じてしまうかもしれません、今回ご説明しているのは、あくまでも制度についてです。</p> <p>【登録員A】</p> <p>私がこの会議をよくわかつていないのかもしれません、抽象的で話がわからぬのですが。</p> <p>【事務局】</p> <p>この「みんなでまちづくり会議」というみんなで話し合う場の運用の仕方、どのようにやっていこうかということを整理しましたので、その内容を説明させていただいております。</p> <p>この会議は市民が話し合う場ですが、この場をどのようにまちづくりに活かしていこうかというこれから運用方法を取り決めたというご報告をしております。</p> <p>【登録員B】</p> <p>自分は、市民検証委員会のメンバーだったから説明もわかりますが、みんなでまちづくり会議がどのようなもので何をする会議なのかの説明をしないとわからないのではないでしょか。この会議がどういった立場でどういった話し合いをするのかがわからないのだと思います。つまり、どうしたら会議が開けて、会議の話し合いの結果、どのように提案・要望になっていくのか、といったことがおそらく皆さんはわかつていらっしゃらないのだと思います。だから、事務局の話を聞いても、会議とは何なのだろうと感じてしまうのだと思います。</p> <p>市民検証委員会でも一番問題となったのは、みんなでまちづくり会議自身がどのような性質で、どのようなものかということでした。最初に自治基本条例を読む限り、みんなでまちづくり会議で相談して決めたことは、市議会に意見を言えるという認識を持ってしまいます。でも、単純にそうではなく、会議を招集するのは市長で、年4回の開催も提案がない限り会議が開かれないとということになっているから、何のための会議なのかということが皆さんにはわかりにくいのだと思います。何のために会議を開くのか、どのように会議を開くのか、何を話し合うのか、どうしたら提案ができるのか、自分たちが今日集まって来たのは何のためなのかもわかつていません。</p> <p>今、会議がこういうもので提案てきて、と説明を受けても、何のために登録員になるのかがわかつてないと思います。みんなはまちを良くしようとと思って今日集まっているわけなので、良くするにはどうしたら良いかを簡潔に説明してほしいということだと思います。紛糾したら困るから色々バリアを張るのはわかるし、やたらと変なことを言われては困ること</p>
--	---

	<p>もわかるけれど、バリアを作てしまったら会議にならないと思います。</p> <p>【事務局】</p> <p>バリアを張っているつもりはありませんが、みんなでまちづくり会議は自治基本条例の中で市民参画を進めていこうという趣旨のもと、市民同士が話し合える会議があつてしかるべきだ、という考えから生まれてきたものと思います。そのあつてしかるべき会議が市民からまちづくり計画の提案がないと開かれないということは問題であろうということから、今後は定期開催をしていきたいということです。</p> <p>会議が開催されると今まででは、出てきた提案に対してこうしたらもっと良くなるのではないかとか、提案の質を高めるための意見を交換したりしていました。今後は提案がなくても、自分はこう考えているとか、こういう問題があるが何か良い方法はないかといったような市民同士の話し合いや、あるいは市が新たな取組みをする場合、例えば今総合振興計画の策定に向けて動いておりますが、その際に市民の意見はどうなのか聞いてみようという1つのチャンネルとして会議開催をすることも考えられると思います。今まででは提案がなければ開かなかった会議を今後は他の開催もできるように整理しようというものです。まちを良くしようと動いていただけの方がこのようにいる中で、定期開催をして、意見交換をしたり情報共有をしたりしながら、新たな取組みや新たな人のつながりができる、市民同士のつながりや市民と行政とのパートナーシップによってより良いまちができるのではないかと考え、まずはこの会議自体を開くことが大切だということになったことから、みんなでまちづくり会議の運用方法を整理した、という内容になります。</p> <p>【登録員C】</p> <p>今日は、皆さんお忙しい中集まって一生懸命やっているので、あまり最初から紛糾したり、場が固まってしまう空気になるのは望んでいないのですが、草加市役所さんも色々説明してくれて、制度の話と具体的なプロジェクトの話は分けて考えられていて、制度は我々が活動する仕組みや枠組みの話をされているようです。そもそもみんなでまちづくり会議自体に問題があつたのではないかという課題意識から、制度をつくられた後の運用の話を我々に投げかけているのだと理解しています。</p> <p>今のご意見は、自分たちが活動するときの具体的な話をしてくれないと抽象的でわかりづらいということで、それも確かにあるかもしれませんのでそれを整理した資料が1枚あれば良いのではないかでしょうか。仕組みの話と具体的な制度の動かし方の話を分けて、また、最初に、動かない原因として制度が悪いのではないかという課題を言ってくれればわかりやすいのかなと思います。</p> <p>また、この資料は何かの報告書に載るものなのでしょうか。条例のパン</p>
--	---

	<p>フレットか何かに載って、市民の誰もが見ができるものなのでしょうか。この場で何か意見を言えば、皆さんに伝わっていくのでしょうか。これについて確認をさせていただきたい。</p>
【事務局】	<p>この資料が、市民の目に触れるものなのについてですが、この資料は今回整理した内容ですので、インターネット等でいつでも見られる状態にしていこうと考えております。同時に、会議が開かれたときの意見が公開されるのかについては、毎回議事録を作成しておりますし、今後も公開していこうと考えております。一言一句間違いなくとはできませんが、意見を公開しようと考えております。</p>
【登録員D】	<p>最近登録した者です。事前に過去の資料等にも目を通しておおり、今回おっしゃりたいことはよくわかったのですが、1点、条例を置き換えるような部分がありました。今日、自治基本条例は草加市の憲法のようなものだという説明があったのですが、憲法をこの場で勝手に置き換えて良いのかということを思いました。これは提案ですが、もし置き換えるとしても、単に書き換えるのではなく、歴史があると思うので、最初に平成16年にできたものはそのまま残しておいて、この部分だけ修正したということにした方が歴史の流れがわかるので、その方が良いのではないかでしょうか。</p>
【事務局】	<p>条例を書き換えることについてのご質問ですが、条例自体は議会で決まったものであり、ここで書き換えるわけにはいきませんので、のままとなります。この会議には規則があり、この規則は執行部で改正することができますので、条例の趣旨を踏まえた形での運用を実現するために書き換えていこうとしております。ただし、今回条例は書き換えませんが、これまで条例を分析し、どの部分に課題があるかを検討した中で、一部だけ文章を考え直す必要があるのではないかという部分が浮かび上がってきていますので、次回の条例検証の中では問題提起・提言をして、条例改正をする場合はそこを踏まえて考えたら良いという意見を出すつもりでおります。ということで今回については条例の改正は考えておりません。</p> <p>どういうことかといいますと、次第の下部に条例第26条を抜粋して記載しておりますが、この会議は、まちづくり計画の提案や政策提言があったときに今まで開かれておりました。今日はこの条例の運用・監視の意味合いで開いております。今回、案として作っております、市民同士の話し合いや市からの情報発信・共有というの、「その他この条例に基づくまちづくり」ということで、パートナーシップを進めるために大切な機能だとしてこのような開催もできるという解釈をしておりますので、条例自体は改正しないものと考えております。</p>

【登録員E】	<p>市民の声を聴く場がこのように定期的に開催されるということは良いことだと思います。もともとの趣旨を推察すると、NPOや市民活動団体の方々は市の担当の方と意見交換はできているけれども、そういう会に所属していない普通の人たちが、まちの情報を交換したり、市との連携を取る上で市の職員の方とふれあう機会として定期的に開催するということをまとめたのだと想像しますがよろしいですか。</p>
【事務局】	<p>行政との意見交換をする場でもございますが、基本的には市民同士の話し合いが1番の趣旨だと思います。会に入っている方も、他の会ではどのようにしているかなどの情報がほしかったり、分野が違う団体との意見交換をしながらより良い方向に持っていくという考え方もあるでしょうし、そういう人がつながる場というものを設けることが大きいと思います。その中に当然行政も入りますので、行政と意見交換をしたり、お互いに知り合う機会ができたりする部分があると考えています。</p>
【登録員E】	<p>その上でなのですが、定期開催されることはすごく良いことだと思います。質問は大きく3つありますて、そのうちの1つ目ですが、1月・4月・7月・10月に開催されることですが、それ以外の月に開催されることはあるのでしょうか。また、2つ目に、これをうがった見方をすると、市民が意見を言いたいときは、常に行政にまず話をしに行き、提案書や要望を作って、この会議にかけないと、意見を言えないというようにも解釈できてしまいます。そうすると、3ヶ月ごとにしか物事が進まないということになってしまいかねないので、他に行政に意見を言える機会はあるのかということを聞きたいと思います。また会議をやる上での市としてのスケジュールが読めないので、登録をしてから実際に議題にのせてもらえるまでのスケジュールを提示していただかないと、そもそもその議論が進まず、むしろペースが遅れてしまうことになりかねないので、その辺りをお聞きします。</p>
【事務局】	<p>まず、開催月についてですが、定期開催ということで4月から3ヶ月おきの開催が現在の規則に定められており、今後も同月でやっていこうと考えております。ただ、どうしてもその月にできないときは翌月とかになる場合もあるかもしれません、年4回の開催を考えております。</p>

うものではありません。ということで、登録員にならないと市に意見が言えないということではなく、まちづくり登録員になるということは、様々な市民活動をしているけれども他の市民とも意見交換をしたいといった思いのある方が市の取組み等について市民の皆様と一緒にできることを議論していくことだと考えております。この会議以外にも、市民の意見を聴く場というのは色々なチャンネルがございます。

次にスケジュールの想定についてですが、何か提案を受けるときや議題があるときは、関係するセクションに照会をかけて事前に話を聞く中で整理する時間が必要だと思います。具体的にその期間をどのくらいだとお答えすることはできませんが、少なくとも、30日前にはこのテーマで開催しますというご案内をしますので、この期間だけでも約1ヶ月はかかることがあります。その前にかかる準備時間を考えますと、2ヶ月程度は時間をいただきたいと考えております。ただ、これについてはケースバイケースなので中身によって変わってくるものと思います。

【登録員E】

自分の勘違いがあったようで、良かったと感じています。また、会議の開催については年4回が最低という考え方でよろしいでしょうか。

【事務局】

年4回やっていこうと考えておりますので、そのような理解でよろしいと思います。

【登録員F】

最初の方の意見に戻るようで申し訳ないのですが、今日の会議の基になっているのは草加市みんなでまちづくり自治基本条例で、市民の権利としてまちづくりに参画して、ただ意見を言うだけでなく他の市民あるいは市と一緒に協働してより良いまちをつくっていこうということで、草加なりのルールを決めたのが自治基本条例の基本的な考え方ですよね。

しかし、そのルールをつくって動かしてみたけれども、どうもうまくいかない部分がある。先程、課長が4つの市民からの提案があってそのいくつかが実現してきたとおっしゃられましたが、どうもうまくいかない部分もある気がする。そして、この条例は5年に1回検証するということになっているため見直しをしたところ、条例そのものは直さなくて良いだらうということになった。しかし、動かすための規則は直していく必要があるということになったから、その規則をこう変えていきたい、つまり運用をこう変えていきたいということだと思います。

大変理念的な要素が多いので、そういったことをパッと言わると混乱するし、一体何のためにこの会議を開いているのかわかりにくいからもう少し具体的な話で説明してくださいというのが最初に質問された方の意図だと思います。

私もまちづくり登録員になったのはごく最近なのですが、ずっと色々な関わりの中で見てきた経過もあって、ひとつ問題だと感じるのは2年間この会議が開かれなかつたことです。会議の開催が定期的になっていても、市民からの提案や開催の申し出がないと会議を開かなくとも良いような仕組みというか、動かし方であったように聞いています。そこで、市民から会議にかけるような提案がなくても、まちづくりに気持ちがある人たちが集まって話し合える場を市としてきちんとつくっていきましょうということになったのだと思います。

条例や規則というのは、市民を縛るものではあるけれども、市も縛るものなので、市としてもそういう場を定期的に持つことができるようにしていきたい、そういう運用に直したいということなんだと思います。

最近不思議に思ったことが、昨年11月に未来まちづくり市民会議の公募があって、これは市の基本的な計画を作るために市民の意見を聞くというものですが、これがこの制度の中で動かなかつたことです。今の運用制度の中では囲いきれないで別の形でやつたというような話が耳に入つてきましたが、より良いまちをつくっていくためには、市としてもきちんと自治基本条例に基づく仕組みで運用していくようにしたいというのがベースの考えです。

また、一市民から色々な要望・要求が挙がつてくる場合もたくさんありますよね。学校関係では、学校に対する色々な要望が出てくる。そういうときに、役所の立場としては何でもかんでも出されても、限られた予算や限られた人員、また限られた時間の中の会議では整理しきれなくなってしまう。そのところをもう少し整理して、より短い時間でより効率的に受け止めて実現できるような仕組みをつくつていこうということを一生懸命考えられたのかなと思うのですが、いかがでしょうか。私の発言自体も抽象的でわかりにくくて申し訳ないのですが。

【事務局】

ありがとうございます。今、おっしゃられたとおりでございまして、提案はこういう風にやりたいとか、やつたらどうだとか色々な思いを持っていらっしゃる方がしてくださるのだと思います。しかし、いきなりみんなでまちづくり会議の場でみんなが初めて聞く話であれば、関係するセクションの考えはどうなのかといった部分も全然整理ができない状態で会議を招集しますと、事前に少し話し合えばわかることだとか、事前の確認をなぜしなかつたのかということになります。なので、提案があるときはある程度事前に相談して内容をお互いに理解・検討した上で会議に臨むということが大切ではないかと考えたところです。提案者には事前相談を行つた上でみなさんが集まる場に考えている内容を提示していただき、それを基に意見交換をしながら計画の質を高め、最終的に市とやりたいとか

行政の事業としてやってもらおうといったものを提案として挙げてもらうために、これから運用としてその順序というかプロセスを考えたものです。説明がわかりにくい部分があつて申し訳ありませんが、考えていることはそういうものです。

【登録員G】

自治基本条例のみんなでまちづくり会議というのは、市民がまちづくりに参画する場所として位置づけられているのではないかと思っています。しかし、今回の提案をみると、例えば井戸端会議のようなものと書いてあって、それはそれで構わないのですが、参画の手段としてまちづくりをこうしたいとか、提案したいという、一市民がまちづくりに参画する権利という位置づけと、みんなが集まってわいわい自由なことを言う井戸端会議の位置づけはかなり性格の違いがあるように感じています。井戸端会議のような会議であれば、自治基本条例に基づくみんなでまちづくり会議という場に位置づけしなくとも、草加市が市民の意見を聴くとか、みんなでフリートークする会を定期的に開けば良いことだと思います。自治基本条例に基づいたまちづくりの参画の中でみんなでまちづくり会議を井戸端会議として位置づけることは、条例の趣旨からして違うのではないかと思います。みんなでまちづくり会議自体の性格を変えるような内容ではないかと感じてしまいました。みんなでまちづくり会議で提案でき、まちづくりに参画しようという他の参加者にとって提案に対して市が回答をするだけで終わってしまうようなことで、実際問題としてなかなかうまくいかない部分はあるとは思うのですが、だからといって、そもそもその性格を変えてしまって良いのかという疑問も感じてしまいました。

今日もこれだけの人が夜にも関わらず集まるということは、草加市民にまちづくりを一生懸命やろうという人がたくさんいらっしゃるということだと思うので、もう少し時間をかけて話し合っていければ良いのかなと思います。

それと、資料にN P Oと市民活動団体との協働のあり方(指針)というのがあり、私はこの指針をつくるときにも関わっているのですが、この中に対等な立場とか協働の視点とあります。前回の提案でN P O法人みんなのまち草の根ネットの会から、子どもにやさしいまちづくりをすすめるために子どもの権利条約に基づく子どもの権利条例の制定について提案が出されたのですが、それは検討しますという話があつて、市の方で人権共生課が担当されて、その後子ども未来部ができたので子ども政策課が引き継いでという形になりました。結局なかなかうまくいかなかつたという部分があるのですが、草加市が市民と対等な立場に立って協働していくという視点をもう少し明確にしていただけたらというか、今更そういった会議を開かなくても直接窓口に行って相談したり、忙しいとは思いますが市民の

色々な会議へ市役所の方に来ていただきて市民と同じ目線で話し合う中で色々な意見を吸い上げていただき、一緒にまちづくりをすすめていくということができるのではないかなどという気がしています。自治基本条例に基づくみんなでまちづくり会議として位置付けつつも、日頃の草加市の根本的なあり方として市民と一緒にまちをつくっていくんだという姿勢が、みんなでまちづくり課のみなさんが頑張っていることはわかっていますが、草加市全体としてそういった雰囲気をもう少しつくれるようにしていただきたいと思っています。

【事務局】

ありがとうございます。草加市の協働で取り組むという基本姿勢が足りないのか、そのように感じていただけていないのは残念ですが、草加市は自治基本条例に基づく提案がなくても、市民のみなさんと政策を協働ですすめていくという基本姿勢は持っております。そういう中で各課の事業を行っていると考えております。

そしてもう一つのチャンネルとして、自治基本条例に基づいた提案をするという方法もあると考えていただければ良いと思います。基本として、窓口で提案していただきても結構ですが、それが他の市民に伝わらないままに担当課の判断でやらないとか、できないとなるのがおかしいという場合もありますので、そのようなときにはこの制度を使って提案をいただく中で議論して協働ができないかと検討する一つのチャンネルと考えております。

【登録員H】

私の解釈が間違っているかもしれませんので、もし間違っていたら訂正をお願いしたいと思います。草加市みんなでまちづくり自治基本条例というのは、国でいえば日本国憲法だと思います。その憲法を解釈次第でどうにでもなるととんでもないことを言う総理大臣もおりますが、基本的なことで実際に何か事業をしようとか、動こうというときにはどうしても運用細則的なものが必要になってきます。これはどんなに綿密に書いても条例だけでは進めないと私は思いますので、私の解釈としては、今おっしゃっているのは運用細則のことで、おそらく2年間かけて検討してきて、それを明確にしたいということをおっしゃっているのではないかと思います。ですから、自治基本条例だけでは、どうするのかとかいちいち解釈しなければならないことを補完するために、みなさん長く細かくやってらっしゃるのではないかと思っております。

その中で、ひとつ出てきたのは協働のひろばで、それが実際に市民活動センターで行われるわけですが、そこから生まれた新しい芽が出てきたのではないかと私は勝手に解釈しております。

【事務局】	<p>確かに条例は簡単に変えられないものですから、その中で今回は規則を変えて運用を新たに位置づけていこうというもので、具体的には条例の趣旨に基づいて色々とやってきたものでございます。その中では今話が出た協働のひろばという市民同士が集まれるサロンのようなものを開いて、人材育成につながるようなものを市民活動センターで検討しているということもございます。こういったものも今後つくりあげていければと考えております。</p>
【登録員H】	<p>それでは、私の解釈は大きく間違ってはいなかったということでよろしいでしょうか。</p>
【事務局】	<p>はい、そのように思います。</p>
【登録員 I】	<p>私は個人的にこの自治基本条例を大事にしたいと思っております。例えば、パンフレットにある市民活動センターとか、まちづくり講座、ふるさとまちづくり応援基金、まちづくり登録員はすばらしいと思っております。この自治基本条例とはどのようなものかと書かれている部分で、この条例は、草加市すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるためにできましたと、ここまではすごく良いことを言っています。次の部分がよくわからないのですが、草加市における市民自治の実現、ここで何をもって市民自治とするのかという点が僕にはわかつていません。さらに、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めると、だれもが幸せなまちになるのかという点もわかりません。私が一番知りたいのは、今会議の話をしているのですが、会議で議決した件が行政に対して実際にどれだけの影響力があるのかという点を知りたいです。また、色々と案を出していただいているのですが、私には矢印の方向が実際にはこうならないのではないかと感じていて、いくら市民から要望しても、行政でダメだと言われたらそこで終わってしまうような気がします。ですから、両方の立場で進めていくのは難しいのではないかと思います。逆に、行政の方からこういうことをやりたいから、そのときに市民の力が必要なんだよという条件のもとで市民が集まって、各団体が考えて一緒につくっていくとした方が、具体的な行動につながっていく気がします。</p>
【登録員 F】	<p>今の話と関連しているので市にお答えいただく前にお話しさせてもらいたいと思います。私も前に役所にいたのですが、市民と接していると、市民は色々な意見を窓口でおっしゃるわけですが、それを実際に受け取る人や受け取るセクションによってかなり対応が違うということがあります。</p>

す。当然、建前は同じですが、実際にはあの人は言いやすいけどあの人は言いにくいとか、良し悪し両面あるわけです。もちろんあってはいけないことですが、そういうときのひとつの仕組みというか、ルールとまで言って良いのかわからんが、そういうものを市の側としては、自治基本条例をつくることによって、市民の声を受け止めていきますよ、同じレベルで受け止めますよというのが、みんなでまちづくり会議とまちづくり登録員の制度ではないかと私は理解しています。

ただ、細かくみると権限がないとか言われてしまうと何のためにこの会議があるのかと感じてしまったり、登録員Gの先程の疑問と同じようなことも出てくるのかなという気はします。しかし、少なくともこの会議の中では、窓口での対応の差のようなものを感じることなく議論をして、窓口を通して意見を出せるということを草加市としてきちんとやっていくということを言っているのだと思います。そういう意味での影響力はあると思いますがいかがでしょうか。

【登録員D】

言葉の上げ足をとるような話になるかもしれません、パブリックコメントその他これに類する手続を実施した政策案に関する提案はできないと書いてあり、これがホームページの提出できる議案というところに書いてあったので、これを見たときにびっくりしてしまいました。もちろん個人的な苦情や要望なんかは当然排除して良いと思いますが、こういう部分を僕らが考えて何かしようと思っても、既にやったこととバッティングするとできませんよという言い訳のように聞こえてしまう気がしますがいかがでしょうか。

【事務局】

まず、今のパブリックコメントの件ですが、これはパブリックコメントという形で既に広報等で意見を募集していることもあり、また、時間軸の関係もあり、それを後から覆すことはできないという意味でご理解いただければと思います。意見そのものはパブリックコメントの時間軸の中で言っていただければ良いわけで、それを後からひっくり返すことは非常に混乱を生じますからできないということです。

次に、行政への影響力ということでは、今日の次第に条例第26条第3項が転記されておりますが、この条例条文の記述からすると、市はみんなでまちづくり会議において提案され話し合われた事項について市政に反映するように努めます、とあります。努めるということですのでしなければならないとは書いておりません。これは、極力真摯に受け止めて実現できるようにやっていくんだという基本姿勢を表しています。提案の趣旨を十分勘案して実現できるように頑張るわけですが、最終的に行政の責任として実施するかどうかの判断には、例えば、既に決まっている全体計画・

個別計画を進めるに当たり、その内容と真逆の提案だとやろうとしている方向と逆になるので、協働として一緒に進めるわけにはいきません。同じ方向に向かっているものでも、事業としての優先度や順番待ちしているものがあって公平性の問題があるとか、とても良い提案だが財源がかかりすぎて実現できないものもあり、全市民に責任を持ってそういうことを判断せざるを得ないため、この会議に出た案件だから全てやるということではありません。ただ、基本的には一生懸命その提案を受け止めて検討していこうというものです。

【登録員B】

今日来ている皆さん、この事務局からの提案を受けて、このとおりだと思っている方は何人くらいいるのですか。自分の考えを言いますと、自治基本条例は欠陥条例なんです。絵に描いた餅で、憲法だといっても、実際にまちづくりをする人にこの条例が何か役に立っているかと言ったらほとんど役に立っていないと思っています。しかし、みなさんはそういうことではなく、集まって情報交換したり、意見を交換したいわけです。役所の情報も知りたいし、自分たちの情報も提供して、こうしたら良いねとか、こうすると良いですよとかできるようにと皆さん思っていると思います。なのに、なぜこんな杓子定規な会議にしてしまうのかが最大の疑問です。この条例は条例で構わないですが、実際にまちづくりで動いている人たちがこの条例を基に動いているかといえばそうではないですね。それぞれの人がそれぞれのところで頑張って、まちを明るく活性化しようと思って頑張って動いているわけですから、本来このみんなでまちづくり会議がその役に立たなければならないはずです。それなのに、なぜこんな足かせ手かせみたいなものが出てくるのか自分にはわかりません。役所がこの条例を担当するからそうなってしまうのではないか。この会議を市長が招集して、役所が会議を運営するからこうなってしまうと思います。僕らは財政だとか意見の違う人がいるとかは全然気にしていなくて、まちが良くなるのであればどんなことでもやりますよ、という人がこの会議に集まって来ているのですから、この会議を本当に良く活用しようと思ったらこんな規則はどうでも良いことで、みんながフランクに話し合って、こうしたいねと言い合える場があれば良いのではないでしょうか。余計にややこしくなってわかりにくくなってしまうので、もっとシンプルにしないと、自分に言わせれば2年間で検討して何をやっていたんだという感じがします。変わったところは、提案がないから開催しませんという項目が外れただけですか。自分たちはその間待っているんです。この会議が何とかならないかと思って。だから、今来ているみなさんに本当にこれで良いのか聞いてほしいです。今日、役所が持ってきた改革案について、ここで良いとか悪いとか言う場ではないことはわかりますが、来てい

	<p>るみなさんが本当に良いと思っているのかどうかを聞いていくのが今日の事務局の務めではないですか。</p>
【事務局】	<p>検討に時間がかかったことは大変申し訳なく思っております。2年間かかりましたが、みんなでまちづくり課がこう考えてこれでやりますということだけで府内は動いていかないところもありますので、意見交換をしながらつくってきたためで、手戻りもあり時間がかかりました。これは申し訳なく思っています。</p> <p>今日、本当にこれで良いか聞いてもらいたいという話ですが、私どもは次から定期開催をするためにこの案でいきたいと思っているわけです。これで良いのかどうか単純にイエスかノーかで聞ける問題ではないと思うのですが。</p>
【登録員 J】	<p>それは聞かなくても良いのではないですか。そういうものではないと思います。</p>
【事務局】	<p>聞かなくてよろしいですか。</p>
【登録員 K】	<p>そういう話の前にお聞きしたいことがあります。みんなでまちづくり会議第17条第3項の臨時会議で、緊急に会議を招集する必要があるときに開催するとありますが、これは、だれが緊急性を判断するのですか。この辺を聞いておかないと判断できないのですが。</p>
【事務局】	<p>緊急に招集する場合の判断ですが、これは事務局の中で判断します。そういういった案件が出てきて定期開催のときまで待てないという場合は、早くやった方が良いということもあると思いますので、それは事務局の中で判断します。また、提案とか議題を提出した市民がどうしても早くしてほしいという場合もあるかもしれませんので、そういうことも勘案して判断すると思います。</p> <p>今、本当にこれで良いのか聞いてくれという意見も、聞かなくて良いという意見もありましたが、これでダメとなると前に進めなくなってしまいますが。</p>
【登録員 L】	<p>これで良いのか聞いてくれということの前に、みんなでまちづくり会議の3つの機能と整理されていると、この3つだけが機能のように感じてしまします。最も大事なのは、みんなでまちづくり会議がまちづくりについて提案することができる場であるということが大前提としてあることで、そのために市民同士の話し合いがあり、市からの情報発信があり、提案し</p>

たいことの内容のブラッシュアップ、良質化をすることができるのだと思います。まずは、この会議は提案ができる場ですということを大きく書いておいてもらわないと、この会議が何の会議なのかということになってしまわないですか。それをこの整理の中に書き加えてほしいと私は思います。

【登録員M】

それなりの歳月関わっている人間として少し話させてもらうと、言葉は適切かわかりませんが、この条例は直接請求権がある条例だというように私は位置づけて付き合ってきています。役所にものを言うには、要望があったり陳情があつたり色々な方法があるのですが、ただ、登録員になれば提案ができ、提案の内容は月謝を安くしてほしいとかそういうものではダメですが、それなりの資料を付けて出して、市長がこれはみなさん聞いた方が良いということで行われるのがこの会議だろうと思います。先程お話が出ましたが、この会議を誰がまわすかで第1回の時はすごく揉めたんです。結局、まわす人がいないのです。みんなでまちづくり課ができたものとの理由として私が聞いているのは、例えば市民がみんなでまちづくり課に相談に行くと担当の課の職員さんが来て一緒に話を聴いてくれて、そこで問題提起ができたと聞いています。しかし、現実は縦割りですから、そもそもいかなくて、第1回目の時は相当担当課と内容を詰めてから提案をしたようです。そして、私も登録をして一緒に説明を聞きに行きました。そこで、説明にあったように、内容をもっとこうしたら良いのではないかとかブラッシュアップがあつて、市の方で採用されることになりました。その次に、おかしくなったのが、提案はしたけれどもその後どうなったかについて、この条例どおりにいくと、市が採用しないとなった場合もきちんとみんなでまちづくり会議で説明するようになっています。ただ、日には何日以内とは書いてありません。通常で行くと3ヶ月に1回は会議を開催しているので、そのくらいで話があるのだろうとは思っていたけれども、4つ目の提案では何年もそのままになっていて、しかも良いと言っていたものがダメになった理由も何も言ってこないというのが続いてしまったんです。

そういう中で、条例の検証委員会があり、条例の条文はこのままで何とかなりそうだけれども、運用の規則だけは何とかしなければ仕方ないのではないかということで、市民検証委員会が答申をしています。これを整理してもらったのがこの案です。

この条例は、先程も言ったように、今まで草加市では認められていなかった直接請求という方法で、市民が市政なり行政に参画できる登り道ができたというようにお考えいただければと思います。

ところが、提案するにしても、付帯資料としてこれとこれを持ってこい

と言われても、担当課と一緒に作らないと提案ができないというようなこともあって提案がでなくなつたのかもしれません。逆に言うと、提案が出なくなつたので、草加市としても問題があると感じて、それなら市民が集まる会議もあって良いのではないかと考えたと初めから関わってきた人々は言っていました。そういうこともあって、今回この案が出てきたのでしょうが、条例が平成16年の10月に施行されてからもう10年が経とうとしていて、最後の提案が出てから7～8年は経っていると思います。親水緑道ができたのは何年ですか。

【登録員N】

親水緑道がでてからもう6～7年は経つと思います。

【登録員M】

6～7年の間、会議らしい会議はやっていないのではないか。もつたいないことです。せっかく、ひとつの山の登り道ができたのだから、我々が使わないとダメなのではないかという気がします。

今日は、参加者の認識がものすごくバラバラなので、まとめるのは大変だと思いますが、単純に言うと、ひとつの山登りの方法があつて、今は登山道に倒れている木がある状態で、その木をどかしてくれると登れるかもしれないでどかしてくださいというのが、施行規則を変えてくださいと言っていることと同じだと思ってくれれば良いと思います。せっかく、直接請求権のある条例ができたということで、これは大事にした方が良いと私は思います。

ただ、なぜこんなに動かないのかというと、市民にも問題があるし、役所の方にもダメなところがあるのだと思っています。実際に、最近草加市にできた地域経営指針というのは、自治基本条例を基にして運用しますということがきちんと小冊子に書いてあるんです。逆に言うと、どうしてこうなってしまったのかと、その木をどかすにはどうしたら良いかを始めから話せば、話としてはそんなに難しいことにはならないのではないかと思いますが、市の方のお立場があるせいか、なかなか共通点がうまく出せないような気がしています。私が言いたかったことは、条例がでて10年近く経っていて、その中でこの状態でいるということと、行政に市民が関わる新しい登り道ができるということをご理解いただければと思っています。

【登録員N】

今お話をあつた中で、実際に私たちがやつたことの話ですが、瀬崎まちづくり市民会議は平成12年11月に立ち上げましてからずっと活動してきているのですが、その間に色々な計画案を立てまして、現在3つの整備事業が完了しています。それをひとつひとつ説明していくと1時間以上かかるてしまうので省いてひとつだけ説明すると、瀬崎まちづくり市民会

議で地区詳細計画部門をつくり、僕らの瀬崎町はこのようなまちにていきたいというひとつの絵を描いたわけです。それに基づき、そのひとつとして危険なV字型の交差点を正十字の形の交差点にしたいということで平成19年頃から取り組んでおりまして、実際に完成したのは去年の5月12日です。それほど時間がかかるわけです。なので、そう簡単に1年とか2年とかで完成するものではないと思います。交差点につきましては専門家を使うことはなかったのですが、それ以外のものにつきましては、みんなでまちづくり課からコンサルティング会社の専門家を呼んでいただきまして、自分たちにわからないところを教えていただいたりして、それがある程度まとめて、みなさんのようなまちづくり登録員が参加するみんなでまちづくり会議で発表しまして、こういったものが良いかどうかということでお話をさせていただいております。その場で、良いのではないかとか、こうした方が良いのではないかとかご意見を出していただける登録員の方もいらっしゃったので、できる部分は修正したりして、それが良しとなれば今度は要望書を付けて市に出します。

ところが、市の方は先程からお話のように、優先順位等がありますので、わかりました、それでは次年度やりましょうというわけにはいきません。お金のかかるものは1回ではできなくて、第1次、第2次、第3次というように色分けしてやるという形になりますので、計画が完了するまでは非常に時間がかかるものです。自分たちがこういうまちにしたいというものを直接窓口に行くのではなくて、そういう形でみんなでまちづくり課を経由して、まちづくり登録員のみなさんと一緒に会議して出来上がってきたものに関しては市の方も、すぐに予算がないからダメだというようにならないので、時間はかかりますが粘り強く待っているのも仕方がないと思います。また、協働ということで自分たちも何か市と一緒にやっていかなければならぬということもあり、交差点改良の際には地権者の方との交渉は全部自分たちでやりました。ただ、お金の部分に関しては行政の方にお願いしましたが、隣近所の説明会とかは市民がやらないと協働という形にはなっていきません。こういうものは、今日、明日ということでは進んでいきませんが、こういうチャンスをつくってもらったからこそ事業が実現できたのだと思っております。一応、現場の報告で申し訳ありませんが、今までやってきたことはこういうことです。

【事務局】

ありがとうございました。色々お話をいただきました。条例制定当時、この会議を誰がまわすかで紛糾したというお話もありました。今日は、行政側がつくってきた案を説明する形で私どもが前に座って会議進行をさせていただいてはおりますが、長期的には、この進行をやっていただける方がいれば、また、こういう方が良いのではないかという方がいれば、市

でもなく、市民の方からでも良いし、第三者にお願いしても良いのではないかという意見も今まで出ています。今日持ってきた規則の案には、もともとは事務局が会議進行するとなっていたものを、事務局が委任した者にも任せることができるようにしております。今後、会議の進行については役所でないどなたかでも結構ですし、そのときのテーマや議題によって色々な選択ができれば良いのかなと考えているところもありますので、いつも市が会議を進行するということではないとご理解いただければと思います。

【登録員O】

この形ではなかなか収束できないと思うので、次の4月の会議までに、みなさんが意見を整理してくることをひとつ私の提案とします。我々は瀬崎まちづくり市民会議としてコミュニティセンターを自主管理していることもあり行政の感じもよくわかっておりますが、我々としては、「まちづくりは人づくり」といったように、まさにこの会議は情報交換の場だと思っていて、条例とか細則も大事なのでしょうが、やはり情報交換会の場としての位置づけを考えていただくことで初めてみなさんの充実感を得られたり勉強になると思います。

我々は、常にひとりでは何もできないけれども、その中で、情報交換の場として、地域性もありますから必ずしもそうとはならないけれども、自分たちの地域のことをお互いに開示しながら、より良いまちにしていくということでやっていきたいと思っています。

行政の立場からすると、税金の関係もあるので、条例とか事例とかがないとなかなか動けないと思いますので、それはそれで、やはり我々自身が動いていかないといけないと感じています。

【登録員F】

何度もすみませんが、ひとつだけ気になったのが、先程の緊急に会議を招集する場合、その必要性は事務局が判断すると先程おっしゃられましたが、私はすごく引っかかりました。今日出ている規則案の中では、緊急に会議を招集する必要がある場合は開催できるとしかないのですが、よくあるように、例えばまちづくり登録員の何分の一以上あるいは何名以上といった一定の人たちから要望があった場合は、会議を開催するというようにしてはどうでしょうか。

【事務局】

今、色々とお話がありましたが、そろそろお時間となりますので、ご提案があったように、次回4月にもう一度会議を開催させていただくことにしたいと思います。そこで、定期開催に向けて事前に日程を考えておりまして、次回は4月22日を予定しております。このときに引き続き会議を開催したいと思いますので、ご出席をお願いいたします。次回開催まで、

今日見ていただいた規則案はペンディングとさせていただきます。
それでは、これをもちまして、第1回臨時会議を終了いたします。ありがとうございました。

以上

議事録署名人 丸山重雄

議事録署名人 木村孝三郎